

業務名称：2026年度-2027年度円借款事業に係る調達関連一次チェック外部業務委託（ロットB）
（公告日/公示日：2026年5月22日 調達管理番号：26a00120）について、入札説明書関する質問・回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
		第 5 契約書(案)	下記の赤文字ように修正いただくことは可能でしょうか。	
1	P. 55	第10条（一般的損害）	第 10 条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者は、 関連する個別契約の契約金額を上限額として、直接かつ現実 に生じた 通常の損害をが 負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。	本条項は、公的資金を原資とする契約の性質上、発生した損害は原則として全額回復されるべきとの考え方にに基づき設定しており、他省庁の契約書雛形も同様であり、ご提案の修正は受け入れることができません。 なお、実際に損害が生じた場合の具体的な取扱いについては、第36条の規定に基づき、必要に応じて発注者及び受注者にて協議の上、定めることとなります。
2	P. 56	第13条（債務不履行）	受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに 第 10 条に基づき 損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。	No.1の回答のとおり、本契約における損害賠償の考え方については、当該条文を参照する現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。 なお、実際に損害が生じた場合の具体的な取扱いについては、第36条の規定に基づき、必要に応じて発注者及び受注者にて協議の上、定めることとなります。
3	P. 56	第14条（成果物の取り扱い）	5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、 受注者に帰属する。業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、 受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。	本業務は円借款調達関連書類の一次チェックを行うものであり、その業務特性上、成果品等の再利用、継続利用、及び再許諾を前提とした取扱いが必要となります。 ご提案の修正を行った場合、これらの利用に一定の制約が生じ、業務の円滑な実施に支障を来すおそれがあることから、現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。
4	P. 56	第15条（成果物等の契約不適合）	発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて 第 10 条に基づき 損害の賠償を請求することができる。	No.1の回答のとおり、本契約における損害賠償の考え方については、当該条文を参照する現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。 なお、実際に損害が生じた場合の具体的な取扱いについては、第36条の規定に基づき、必要に応じて発注者及び受注者にて協議の上、定めることとなります。
5	P. 57	第18条（履行遅滞の場合）	受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は 第 10 条に基づき 受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。	No.1の回答のとおり、本契約における損害賠償の考え方については、当該条文を参照する現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。 なお、実際に損害が生じた場合の具体的な取扱いについては、第36条の規定に基づき、必要に応じて発注者及び受注者にて協議の上、定めることとなります。
6	P. 62	第27条（秘密の保持）	受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報 のうち、機密である旨が特定されたもの （以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。	本業務において取り扱う情報は、その性質上、原則として全て秘密情報として適切に管理される必要があります。 ご提案のとおり、個別に「機密である旨」を特定する運用とした場合、文書、口頭、現場対応、緊急時の情報共有を含め、全ての情報について漏れなく指定を行うことは実務上困難であり、指定漏れにより本来保護されるべき情報が保護対象外となるリスクが生じます。また、このような取扱いは、本件契約が「厳格な情報保全が必要な契約」とされている要件とも整合しません。 以上の理由から、現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。
7	P. 63	第27条（秘密の保持）	7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き 10年間 効力を有する。	円借款事業は長期間にわたり継続されることが一般的であり、本業務に関連して取り扱う調達関連資料についても、その性質上、長期にわたり機微情報として適切に管理される必要があります。 ご提案のとおり秘密保持義務の期間を限定した場合、業務完了後も継続する事業において必要な情報管理に支障を来すおそれがあることから、現行案のとおりとし、ご提案の修正は受け入れることができません。